

公益社団法人 栃木県ビルメンテナンス協会 定款施行細則

第1章 入 会

(審査基準)

第1条 栃木県内に事業を置いて、ビルメンテナンス業を営み、又は過去に当該事業の経験があり、公益社団法人栃木県ビルメンテナンス協会（以下、「当協会」という。）の定款を充分尊重し、協調精神を有する個人または団体。

(手続)

第2条 定款第6条により代表理事に提出する入会申込書は、当協会が定める入会申込書に登記簿謄本又は納税証明書及び労災保険適用事業所であることを証明する書類の写し等を添え、正会員1名以上（以下、「推薦会員」という。）の推薦を得て提出するものとする。

2 賛助会員の入会手続については前項に準じ、推薦会員の推薦を得るものとする。

3 当協会は、第15条に定めるとおり公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下、「全国協会」という。）と連携関係にあり、正会員の当協会への入会申し込みは、全国協会への入会申し込みと同時にされる。

(推薦資格)

第3条 推薦会員は当協会会員として2年以上在籍していること。

(審査)

第4条 事務局は入会申込書等関連書類の審査を行う。

2 書類審査において必要に応じ申請人又は推薦会員から詳細について説明を求めることができる。

3 理事会は入会の適否について審議し、議決するものとする。

4 理事会の決議により入会を否決された個人または団体に対しては、説明をした上で入会申込書等を返却する。

(認証書)

第5条 入会を承認された個人または団体には入会通知書を交付する。

第2章 会 費

(会費及び入会金)

第6条 定款第7条に規定する会費等は次の通りとする。

(1) 会費 (月額)		内訳	
正会員	2,9000 円	当協会	19,000 円
		全国協会	10,000 円
賛助会員	8,000 円		

(2) 入会金 (入会時に納付するもの)

正会員	100,000円	当協会	50,000円
		全国協会	50,000円

(会費及び入会金の納付要領)

第7条 会員は入会が承認された時は、入会金と当月分の会費を遅滞なく納付しなければならない。

- 2 以後の会費納付は毎月、当月分を月末までに納付しなければならない。
- 3 会費の納付対象期間は入会の月から退会の月までとする。

第3章 役員の選任

(役員選挙管理委員会)

第8条 定款第20条で定めた役員及び第14条第1項第1号の代議員を選任するため、役員選挙管理委員会を設ける。

- 2 委員会は5名の委員を以って構成し、その地区別の割合を県央・西部地区3名、北部地区1名、南部地区1名とする。
- 3 委員は、会員の推薦により総会で選任する。
- 4 委員の任期は2年とし、総会において委員として選任されたときから、総会において、次期委員が選任される日までとする。
- 5 本委員会の委員は、役員になることができない。

(選考方法)

第9条 役員選挙管理委員会は、すべての会員から役員候補者を募る。

- 2 前項のほか会員からの推薦者を役員候補として理事会の議決を得、選出することもできる。
- 3 第14条第1項第1号で定める全国協会の代議員選考については、前各項に準ずる。

第4章 委員会、専門部会及び青年部

(常設委員会)

第10条 理事会は、その執行すべき業務の内容に従って、次の常設委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - (2) 労務管理委員会
 - (3) 厚生広報委員会
 - (4) 清掃委員会
 - (5) 建築物管理委員会
 - (6) 警備防災委員会
- 2 委員会には会長が指名した理事を委員長として置く。
 - 3 各委員会は正会員の希望等により構成し、理事会の承認を得る。

(専門部会)

第 11 条 各委員会は公益目的事業の促進を図るため、必要に応じ、理事会の承認を得て専門部会を設置することができる。

2 部会には会長が指名した理事を部会長として置く。

3 部会員は、部会長が選任し、委員会及び理事会の承認を得る。

(特別委員会)

第 12 条 理事会は必要に応じて別途に特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の構成メンバー及び委員長は会長が指名する。

(青年部)

第 13 条 理事会はその業務を執行するため青年部を置く。

2 青年部には代表理事が指名した担当理事を置く。

3 運営については、青年部が別に定めた規約による。

第 5 章 連携法人

(連携法人)

第 14 条 当協会は、全国的な共通事業に参加協力し、事業活動の促進に資するために、ビルメンテナンスにおける全国組織たる（公社）全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）と連携して、下記職務を実施し、同協会の組織運営に協力する。

(1) 会員の中から全国協会の代議員を選出する。

代議員の定数及び選出方法等については、全国協会が定めた代議員に関する定款及び細則に従って行うものとする。

(2) 全国協会の入会金及び会費を代行して徴収し、同協会が別に定める基準に基づいて納付する。

(3) 全国協会の会員の入会手続きを代行する。

(4) その他、全国協会の事業遂行に必要な事項。

附 則

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

附 則

平成 24 年 4 月 16 日一部改正施行する。

平成 26 年 2 月 5 日一部改正施行する。